平成２２年（フ）第１１４１号
京都市伏見区醍醐折戸町23―２　市営住宅３棟503号、住民票上の住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地９棟403号
債務者　水本　敦子
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４２号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地12―302
債務者　水本　正美
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５３号
京都市北区平野八丁柳町69番地
債務者　前田　敏彦
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８５号
京都市右京区太秦安井藤ノ木町８番地の９いずみ荘２階２号室
債務者　渡邉　勝
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
兵庫県赤穂市海浜町29番地　カイヒンブルックスＢ―206、前住所兵庫県赤穂市加里屋40番地の６　赤穂プラザハイツ201
債務者　新堂　勝美
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８１号
兵庫県姫路市御立東３丁目21番29号アーバンライフ御立201号室、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町糸田122番地１
債務者　古川　義範
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８２号
兵庫県姫路市御立東３丁目21番29号アーバンライフ御立201号室、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町糸田122番地１
債務者　古川　貴美
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９９号
兵庫県姫路市北原1125番地　北原住宅３―Ａ
債務者　岩松　和弘
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６００号
兵庫県姫路市北原1125番地　北原住宅３―Ａ
債務者　岩松真佐子
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０２号
兵庫県加古川市加古川町平野338番地　コーポ平野303号
債務者　門村　逸美
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４４号
広島市安佐北区上深川町676番地１　203
債務者　住田　　洋
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３５号
広島県東広島市西条朝日町６番11号　レーヴィンスＨ＆Ｔ201号
債務者　石田　　徹
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３９号
広島市佐伯区三宅１丁目３番57号　５号室
債務者　赤星　規子
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６７号
広島市安佐北区口田南７丁目24番11号
債務者　山崎　隆博
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６８号
広島市安佐北区口田南７丁目24番11号
債務者　山崎　恵美
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
香川県丸亀市飯山町真時305番地２
債務者　宮前　健二
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１３２号
福岡県宗像市池田3100番地306
債務者　岩永　和雄
１　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部